人事委員会年報

令和2年度

札幌市人事委員会

目 次

| Ι | 委員会 | 1 |
|------|--|----|
| 1 | 委 員 | 1 |
| 2 | 委員会の開催状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |] |
| П | 事務局 | 6 |
| 1 | 組 織 | 6 |
| 2 | 主な事務分掌 | 6 |
| 3 | 予 算 | 6 |
| Ш | 任 用 | 7 |
| 1 | 採 用 | 7 |
| 2 | 昇 任 | ç |
| 3 | 転任(選考) | 10 |
| 4 | 任命権者に委任している任用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| IV | 給与、勤務時間その他の勤務条件 | 12 |
| 1 | 職員の給与に関する報告及び勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| 2 | 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 19 |
| V | 公平審査 | 20 |
| 1 | 勤務条件に関する措置要求の審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
| 2 | 不利益処分に関する審査請求の審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
| 3 | 職員からの苦情の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
| VI | 職員団体 | 21 |
| 1 | 職員団体の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| 2 | 管理職員等の指定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |
| VII | 労働基準監督機関 | 23 |
| 1 | 適用事業所の号別決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 23 |
| 2 | 職権行使の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| VIII | 公平委員会の事務の受託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| 1 | 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体 | 24 |
| 2 | 受託事務の内容 | 24 |
| 参表 | 考資料 | |
| 第 | 育1表 職員の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| 貸 | 育2表 公民較差の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |

I 委 員 会

1 委 員 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

| 職名 | 氏 名 | 就任年月日 | 任期 | 備考 |
|-----|---------|------------|----|---------------------------------------|
| 委員長 | 常本 照樹 | 平成29年11月1日 | 4年 | 大学名誉教授 新 任(残任期 R 3.10.31まで) 非常勤 |
| 委 員 | 祖母井 里重子 | 平成28年6月3日 | 4年 | 弁護士 再 任 (残任期 R 5.10.31まで) 非常勤 |
| 委員 | 長岡 豊彦 | 平成30年11月1日 | 4年 | 前教育長 新 任 (残任期 R 4.10.31まで) 非常勤 |

2 委員会の開催状況 (令和2年度)

(1) 委員会の活動状況

| 活動内容 | 活動回数 | 備考 |
|-------------|------|-------------------------------------|
| 委 員 会 会 議 | 25回 | |
| 公平審查口頭審理等 | 0回 | |
| 市 議 会 出 席 | 3回 | |
| 会議 • 研修会 | 0回 | |
| 議案事前検討・事前審議 | 6 回 | |
| その他の委員会活動 | 8回 | ・給与に関する勧告報告手交式 (10/28、11/16) ほ か |

(参考) 人事委員会開催回数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | 議題数 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|
| 平成30年度 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 4 | 1 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 24 | 103 |
| 令和元年度 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 23 | 103 |
| 令和2年度 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 4 | 2 | 1 | 2 | 3 | 25 | 92 |

(2) 委員会会議の開催状況

| (4) | 安貝云云峨ツげ |] | | | | | | |
|-----|------------|--|--|--|--|--|--|--|
| No. | 開催年月日 | 審議案件 | | | | | | |
| 1 | 02. 04. 14 | ・令和2年度職員採用(大学の部、資格・免許職)試験の実施について | | | | | | |
| | | ・一般職員の昇任選考について(市長請求分) | | | | | | |
| | | ・人事委員会事務局職員の人事発令について | | | | | | |
| | | ・令和2年度係長職候補者試験の日程について | | | | | | |
| 2 | 02. 04. 28 | ・一般職員の昇任選考について(市長請求分) | | | | | | |
| | | ・札幌市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則案 | | | | | | |
| | | ・札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部 | | | | | | |
| | | 改正に係る協議について | | | | | | |
| | | ・札幌市人事委員会委員長及び事務局長等の事務専決に関する規則第 | | | | | | |
| | | 2条第1項第7号の規定に基づく指定について | | | | | | |
| | | ・職員の苦情相談に係る処理の状況について (令和元年度) | | | | | | |
| | | ・解雇予告除外認定について | | | | | | |
| | | ・人事委員会事務局職員の人事発令について | | | | | | |
| | | ・令和2年職種別民間給与実態調査等の日程について | | | | | | |
| 3 | 02. 05. 26 | ・一般職員の採用選考について | | | | | | |
| | | ・職員の採用に係る初任給の承認について | | | | | | |
| | | ・人事委員会事務局職員の人事発令について | | | | | | |
| | | ・任命権者に委任している競争試験等の実施結果について(令和元年 | | | | | | |
| | | 度後期) | | | | | | |
| | | ・公益的法人等への札幌市職員の派遣等の報告(令和元年度)につい | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | ・解雇予告除外認定について | | | | | | |
| | | ・令和2年職種別民間給与実態調査について | | | | | | |
| 4 | 02. 06. 02 | ・令和2年度職員採用(短大の部、資格・免許職、高校の部、社会人 | | | | | | |
| | | 経験者の部)試験の実施について | | | | | | |
| | | ・条例案に対する意見について(札幌市職員給与条例の一部を改正す | | | | | | |
| | | る条例案) タのはないよりである。 マックス (土地 大地 | | | | | | |
| | | ・条例案に対する意見について(札幌市職員特殊勤務手当条例の一部 | | | | | | |
| | | を改正する条例案) | | | | | | |
| | 00.02.17 | ・令和2年度職員採用(大学の部、資格・免許職)試験申込状況 | | | | | | |
| 5 | 02. 06. 17 | ・一般職員の昇任選考について(市長請求分) | | | | | | |
| | | ・一般職員の採用選考について | | | | | | |
| | | ・札幌市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正に係る協議について | | | | | | |
| | 00.07.13 | ・令和2年職種別民間給与実態調査の実施概要について | | | | | | |
| 6 | 02. 07. 16 | ・令和2年度職員採用(大学の部、資格・免許職)試験第1次試験の | | | | | | |
| | | 受験状況及び実施結果について | | | | | | |
| | | ・市長に委任している現業職員の採用選考基準の変更について | | | | | | |

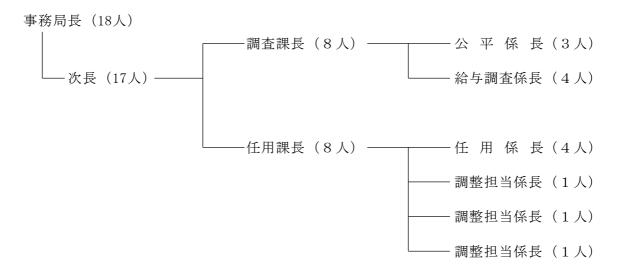
| No. | 開催年月日 | 審議案件 |
|-----|------------|---------------------------------|
| 7 | 02. 08. 12 | ・令和2年度職員採用(大学の部、資格・免許職)試験採用候補者名 |
| | | 簿の確定について |
| | | ・市長等に対する業務状況の報告について (令和元年度) |
| | | ・令和2年札幌市職員給与実態調査の概要について |
| | | ・令和2年職種別民間給与実態調査の実施状況等について |
| 8 | 02. 08. 26 | ・令和2年度障がいのある方を対象とした札幌市職員採用選考の実施 |
| | | について |
| | | ・令和2年度係長職候補者試験の実施について |
| 9 | 02. 09. 09 | ・学校事務職員の昇任選考について (教育長請求分) |
| | | ・一般職員の昇任選考について(市長請求分) |
| | | ・令和2年度職員採用(短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会 |
| | | 人経験者の部)試験申込状況について |
| | | ・令和2年職員の給与勧告における人事管理に関する報告について |
| 10 | 02. 09. 24 | ・一般職員の採用選考について |
| | | ・職務に専念する義務の免除に係る特例承認等について |
| | | ・令和2年職員の給与勧告における人事管理に関する報告について |
| 11 | 02. 10. 13 | ・令和2年度職員採用(短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会 |
| | | 人経験者の部) 試験第1次試験受験状況及び実施結果 |
| | | ・令和2年度障がいのある方を対象とした職員採用選考申込状況 |
| | | ・令和2年人事院勧告の概要について |
| | | ・令和2年職種別民間給与実態調査結果の概要等について |
| | | ・令和2年職員の給与勧告に関する基本方針について |
| 12 | 02. 10. 20 | ・職員の給与に関する報告及び勧告 |
| 13 | 02. 10. 28 | ・職員の給与に関する報告及び勧告(継続審議) |
| 14 | 02. 11. 5 | ・令和2年人事院の月例給に関する報告の概要について |
| | | ・令和2年職種別民間給与実態調査結果の概要等について |
| | | ・令和2年職員の給与勧告に関する基本方針について |
| 15 | 02. 11. 11 | ・令和2年度職員採用(短大の部、資格・免許職、高校の部)試験採 |
| | | 用候補者名簿の確定について |
| | | ・職員の給与に関する報告 |
| | | ・令和3年度係長職候補者試験について |
| 16 | 02. 11. 16 | ・職員の給与に関する報告(継続審議) |
| 17 | 02. 11. 25 | ・条例案に対する意見について(札幌市職員給与条例の一部を改正す |
| | | る条例案等) |
| | | ・任命権者に委任している競争試験等の実施結果の報告について(令 |
| | | 和2年度前期) |
| | | ・任命権者に委任している選考の実施結果の報告について(令和元年 |
| | | 度・会計年度任用職員) |
| 18 | 02. 12. 07 | ・令和2年度職員採用(社会人経験者の部)試験採用候補者名簿の確 |

| No. | 開催年月日 | 審議案件 |
|-----|------------|--|
| | | 定について ・令和2年度障がいのある方を対象とした職員採用選考第1次選考受験状況及び実施結果 ・令和2年度係長職候補者試験の第1次試験結果について |
| 19 | 02. 12. 17 | ・一般職員の昇任選考について(市長請求分) |
| 20 | 03. 01. 07 | ・令和2年度係長職昇任候補者名簿の確定について ・令和2年度障がいのある方を対象とした職員採用選考最終合格者の 確定について |
| | | ・一般職員の昇任選考について(市長請求分) ・職員採用(大学の部、短大の部、高校の部)試験の一部における受験資格及び試験実施方法の変更について ・一般職員採用(社会人経験者の部)試験における区分追加(福祉コース)について ・一般職員採用(社会人経験者の部)試験における区分追加(保育士)について |
| 21 | 03. 02. 03 | ・学校事務職員の昇任選考について(教育長請求分) ・札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案 ・解雇予告除外認定について ・令和3年度職員採用試験日程(案)について |
| 22 | 03. 02. 18 | ・学校事務職員の昇任選考について(教育長請求分) |
| 23 | 03. 03. 09 | ・札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 案 ・審査請求(令和3年3月1日付け)の受理等について |
| 0.4 | 00 00 10 | ・令和2年度労働基準法等に基づく定期調査実施結果について |
| 24 | 03. 03. 19 | ・一般職員の採用選考について ・職員の採用に係る初任給の承認について ・一般任期付職員の採用承認について ・一般職員の昇任選考について(市長請求分) ・一般職員の昇任選考について(病院事業管理者請求分) ・消防吏員の昇任選考について ・札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則案 ・札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正に係る協議について ・札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部改正に係る協議について |
| | | ・札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部 改正に係る協議について ・令和3年審第1号事案に係る審査について ・解雇予告除外認定について |

| No. | 開催年月日 | 審議案件 |
|-----|------------|---------------------------------|
| | | ・特定任期付職員の採用承認について |
| 25 | 03. 03. 30 | ・人事委員会事務局職員の人事発令について |
| | | ・札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 |
| | | 案 |

Ⅱ 事 務 局

1 組 織(令和3年4月15日現在)



2 主な事務分掌(令和3年4月15日現在)

<調 査 課>

- 人事委員会の議事
- ・勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求
- ・職員の苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・ 労働基準監督機関の職権行使
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件の調査研究及び立案等
- ・給与に関する報告及び勧告
- ・事務局の庶務、経理
- ・他課の主管に属しないこと

<任 用 課>

- ・人事に関する統計報告
- ・競争試験、選考その他任用
- 勤務延長

3 算 (令和 3 年度)

47,318千円 (前年度 44,016千円)

(内訳) ・委 員 報 酬 9,636千円

・人事委員会運営費 37,682千円

III 任 用

令和2年度に人事委員会が行った競争試験及び選考の結果は、次のとおりである。

1 採 用

(1) 採用試験

ア 採用試験の実施状況

※登録者数…採用候補者名簿登録者数

| 試験の種類 | 試 験 区 分 | 申込者数 | 受験者数 | 登録者数※ | 倍 率 |
|------------------|-------------------------------|--------|--------|-------|---------------------------------------|
| | ÁD. | 人 | 人 | 人 | ————————————————————————————————————— |
| | 一 般 事 務 <u> 行政コース</u> | 1, 125 | 756 | 147 | 5. 1 |
| | 福祉コース | 88 | 73 | 15 | 4. 9 |
| | 学校事務 | 75 | 53 | 6 | 8.8 |
| | 土 木 | 79 | 64 | 27 | 2.4 |
| | 建築 | 30 | 23 | 5 | 4. 6 |
| 大学の部 | 電 気 | 29 | 24 | 11 | 2. 2 |
| | 機械 | 22 | 18 | 7 | 2.6 |
| | 衛 生 | 63 | 45 | 14 | 3. 2 |
| | 造園 | 18 | 15 | 4 | 3.8 |
| | 消防吏員 | 147 | 121 | 34 | 3.6 |
| | 小 計 | 1,676 | 1, 192 | 270 | 4. 4 |
| | 一般事務 | 105 | 71 | 9 | 7.9 |
| | 学校事務 | 34 | 27 | 2 | 13. 5 |
| | 土 木 | 8 | 7 | 3 | 2. 3 |
| 短大の部 | 電気 | 6 | 5 | 2 | 2. 5 |
| | 機械 | 2 | 1 | 1 | 1. 0 |
| | 消防吏員 | 144 | 113 | 18 | 6. 3 |
| | 小 計 | 299 | 224 | 35 | 6.4 |
| | 保 健 師 | 46 | 41 | 12 | 3. 4 |
| 資格・免許職 | 保 育 士 | 103 | 86 | 35 | 2. 5 |
| 賃俗・允計戦 | 栄 養 士 | 76 | 56 | 4 | 14. 0 |
| | 小 計 | 225 | 183 | 51 | 3.6 |
| | 一般事務 | 288 | 209 | 37 | 5. 6 |
| | 学校事務 | 29 | 21 | 2 | 10. 5 |
| | 土木 | 17 | 14 | 6 | 2. 3 |
| 高校の部 | 電 気 | 10 | 8 | 3 | 2. 7 |
| | 機械 | 6 | 5 | 1 | 5. 0 |
| | 消防吏員 | 195 | 156 | 22 | 7. 1 |
| | 小 計 | 545 | 413 | 71 | 5.8 |
| | 一般事務 | 824 | 550 | 17 | 32. 4 |
| | 土木 | 54 | 39 | 4 | 9.8 |
| | 建築 | 25 | 15 | 2 | 7. 5 |
| 社会人 | 電 気 | 42 | 32 | 5 | 6.4 |
| 社 会 人 経験者の部 | 機械 | 26 | 17 | 2 | 8. 5 |
| | 衛 生 | 45 | 33 | 5 | 6.6 |
| | 造 園 | 11 | 11 | 2 | 5. 5 |
| | 保健師 | 30 | 22 | 3 | 7.3 |
| | 小 計 | 1,057 | 719 | 40 | 18.0 |
| 合 | 計 | 3, 802 | 2, 731 | 467 | 5.8 |

イ 試験日程

| 区分日程 | 大学の部、保健師 | 短大の部、保育士、 栄養士、高校の部 | 社会人経験者の部 |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------|----------------------|
| 告 知 日 | 令和2年4月20日 | 令和2年7月1日 | 令和2年7月1日 |
| | 令和2年4月28日 | 令和2年7月2日 | 令和2年7月2日 |
| 受 付 期 間 | } | \ | } |
| | 令和2年5月15日 | 令和2年7月17日 | 令和2年7月17日 |
| | 令和2年6月28日 | 令和2年9月27日 | 令和2年9月27日 |
| 第1次試験日 | } | } | } |
| | 令和2年7月12日 | 令和2年10月11日 | 令和2年11月7日 |
| | 大学の部 | 短大及び高校の部 | 一般事務 |
| 第 1 次 試 験 | た 書よ B会 (一般事務 (行政、福祉)、学校事務) | (一般事務、学校事務) | 令和2年11月13日 |
| 合格発表日 | 令和2年7月17日 | 令和2年10月16日 | 一般技術、保健師 |
| | 上記以外 | 上記以外 | 令和2年10月23日 |
| | 令和2年7月7日 | 令和2年10月7日 | 13/1H 22 10/1 20 H |
| | 令和2年7月7日 | 令和2年10月7日 | 令和2年11月21日 |
| 第2次試験日 | } | \ | } |
| | 令和2年8月6日 | 令和2年11月4日 | 令和2年11月29日 |
| 名簿確定日 | 令和2年8月12日 | 令和2年11月11日 | 令和2年12月7日 |
| 最終合格発表日 | 令和2年8月14日 | 令和2年11月13日 | 令和2年12月11日 |

(2) 採用選考

ア 公募式採用選考 (障がいのある方を対象とした採用選考)

| 職 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 倍 率 |
|-------------|------|------|------|------|
| 611. == 3/4 | 人 | 人 | 人 | 倍 |
| 一般事務 | 88 | 70 | 3 | 23.3 |
| 学校事務 | 75 | 58 | 1 | 58.0 |

※選考職種の併願が可能であるため、申込・受験の数に重複がある。

| 告 知 日 | 令和2年8月31日 |
|-------------|--------------------|
| 受 付 期 間 | 令和2年9月7日~令和2年9月18日 |
| 第1次選考日 | 令和2年11月15日 |
| 第1次選考合格発表 | 令和2年12月3日 |
| 第 2 次 選 考 日 | 令和2年12月21日 |
| 最終合格発表 | 令和3年1月8日 |

イ 非公募式採用選考

令和2年度の採用選考の結果は、局長職1名 部長職7名、課長職9名、係長職3名及 び一般職2名である。

2 昇 任

(1) 係長職候補者試験

ア 係長職候補者試験の概要

係長職候補者試験は、事務職にあっては、昭和45年度から、技術職(土木系、建築系、 設備系、衛生系)にあっては、平成2年度からそれぞれ行っている。

年齢階層に応じた能力実証を行うため、年齢による区分を設定し(I…満50歳以上、II…満40歳以上かつ満50歳未満、III…満40歳未満)、また、受験者の負担を軽減するため、第1次試験の免除制度を設け、第2次試験の不合格者に対して、第1次試験に合格した年度の次の年度以降5年間、第1次試験を免除している。

イ 係長職候補者試験の実施状況

※登録者数…昇任候補者名簿登録者数

| 試験の | 種別 | 有資格者数 | 受験者数 | 登録者数** | 倍 率 |
|--------------|----|--------|--------|--------|-------|
| | | 人 | 人 | 人 | 倍 |
| | I | 521 | 72 | 9 | 8.4 |
| 事 務 | П | 793 | 314 | 39 | 8.5 |
| | Ш | 1, 129 | 743 | 43 | 17.5 |
| | 小計 | 2, 443 | 1, 129 | 91 | 12.7 |
| | I | 70 | 4 | 1 | 5.0 |
| 土木系 | П | 99 | 70 | 12 | 6.3 |
| 上小示 | Ш | 238 | 206 | 19 | 11.0 |
| | 小計 | 407 | 280 | 32 | 9.0 |
| | I | 5 | 0 | 0 | |
| 建築系 | П | 18 | 11 | 0 | _ |
| 建 架示 | Ш | 70 | 57 | 2 | 28.5 |
| | 小計 | 93 | 68 | 2 | 34.0 |
| | I | 48 | 3 | 2 | 2.5 |
| 設備系 | П | 41 | 34 | 3 | 11.7 |
| 双洲木 | Ш | 116 | 85 | 6 | 14. 5 |
| | 小計 | 205 | 122 | 11 | 11.5 |
| | I | 19 | 2 | 0 | 1 |
| 生 4 五 | П | 47 | 22 | 3 | 7. 7 |
| 衛生系 | Ш | 110 | 77 | 4 | 19. 5 |
| | 小計 | 176 | 101 | 7 | 14. 7 |
| | I | 663 | 81 | 12 | 7.3 |
| | П | 998 | 451 | 57 | 8.3 |
| 合 計 | Ш | 1, 663 | 1, 168 | 74 | 16.0 |
| | 総計 | 3, 324 | 1, 700 | 143 | 12.2 |

ウ 試験日程

| #: kn [] | 第1次 | 第1次試験 | 第23 | 欠試験日 | 係長職昇任候補者 |
|----------|--------|--------|----------|---------|-----------|
| 告知日 | 試験日 | 合格発表日 | 記述式・論述試験 | 面接試験 | 名 簿 確 定 日 |
| 令和2年 | 令和2年 | 令和2年 | 令和2年 | 令和2年12月 | 令和3年1月12日 |
| 8月26日 | 10月25日 | 11月13日 | 12月6日 | 7~15日 | ↑和3年1月12日 |

(2) 昇任選考

令和2年度の昇任選考の結果は、一般職員167名(局長職14名、部長職39名、課長職99名、係長職15名)、消防吏員13名(消防正監2名、消防監3名、消防司令長8名)、学校事務係長職5名、計185名である。

3 転任(選考)

令和2年度の転任選考の対象者はいなかった。

4 任命権者に委任している任用

(1) 採用(選考)

| 任命権者 | | 職 | 被選考者数 | 合格者数 | 倍 率 |
|----------|----------|---|--------|--------|-------|
| | | | 人 | 人 | 倍 |
| | | 精神科療法士 | 23 | 1 | 23. 0 |
| 市 長 | | 現 業 職 | 315 | 36 | 8.8 |
| | | 動物専門員 | 103 | 2 | 51. 5 |
| | | 会計年度任用職員 | 4, 937 | 4, 201 | 1. 2 |
| | <u> </u> | 医 師 | 26 | 26 | 1.0 |
| | 般 | 薬 剤 師 | 0 | 0 | - |
| | 職員 | 助 産 師 (満30歳未満) | 6 | 6 | 1.0 |
| | | 助 産 師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上) | 3 | 2 | 1.5 |
| 病院事業 管理者 | | 看 護 師 (満30歳未満) | 92 | 74 | 1.2 |
| | 病 | 看 護 師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験 5 年以上) | 255 | 5. 0 | |
| | 院 | 医療情報職 | 11 | 1 | 11.0 |
| | 事 | 臨床検査技師 | 15 | 1 | 15. 0 |
| | 業 | 臨床工学技師 | 4 | 1 | 4. 0 |
| | 管 | 診療放射線技師 | 19 | 4 | 4.8 |
| | 理 | 理学療法士 | 4 | 1 | 4. 0 |
| | 者 | 作業療法士 | 6 | 2 | 3. 0 |
| | | 言語聴覚士 | 1 | 1 | 1.0 |

| 交通事業管理部 | 高速電車運転手 | 177 | 9 | 19. 6 |
|---------|-----------|-----|---|-------|
| 消防長 | 回転翼航空機整備士 | 7 | 2 | 3. 5 |

(2) 昇任 (競争試験)

| 任命権者 | 試験の種別※ | 受験者数 | 合格者数 | 倍 率 |
|------|--------|------|------|------|
| | | 人 | 人 | 倍 |
| | 消防司令 | 201 | 23 | 8. 7 |
| | 消防司令補A | 298 | 32 | 9. 3 |
| 消防長 | 消防司令補B | 9 | 5 | 1.8 |
| | 消防士長A | 223 | 48 | 4.6 |
| | 消防士長B | 1 | 1 | 1.0 |
| | 合 計 | 732 | 109 | 6. 7 |

※試験の種別

・消防司令補A:大学卒は2年以上、短大及び高校卒は3年以上の消防士長の階級 にある者

・消防司令補B:採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士長の階級にあり、年 齢満45歳以上の者

・消防士長A:大学卒は2年以上、短大卒は3年以上、高校卒は4年以上の消防 士の階級にある者

・消防士長B:採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士の階級にあり、年齢 満40歳以上の者

(3) 転任 (競争試験)・・・現業職員からの転任

| 任命権 | 者 | 試験の種別 | 受験者数 | 合格者数 | 倍 率 |
|-----|---|----------|------|------|------|
| | | | 人 | 人 | 倍 |
| 市 | 長 | 一 般 事 務 | 95 | 4 | 23.8 |
| | | 一般技術(土木) | 2 | 0 | _ |

IV 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法の規定するところにより、職員給与の実態調査及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態調査を実施し、給与等に関する調査研究を行ったうえで、札幌市議会及び札幌市長に対し、令和2年10月28日に特別給等に関する報告及び勧告を、また、令和2年11月16日に月例給に関する報告をそれぞれ行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 職員給与の調査

| 項目 | 内 | |
|------------------------------|----------------------------------|--|
| 調 査 名 「令和2年札幌市職員給与実態調査」 | | |
| 調査目的 本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため | | |
| 調査対象 | 行政職、消防職及び医師職等の5種6給料表の適用職員(再任用職員以 | |
| - 調宜刈家 - | 外17,114人、再任用職員1,094人) | |
| 調査時点 令和2年4月1日現在 | | |
| 調査内容 令和2年4月分の給与月額、諸手当の支給状況等 | | |

(2) 民間給与の調査

| 項目 | 内 | 容 | | | |
|------|--|-------------------|--|--|--|
| 調査名 | 「令和2年職種別民間給与実態調査」 | | | | |
| 調査目的 | 職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較等を行うため | | | | |
| 調査対象 | 企業規模50人以上かつ事業所規模50 | 人以上の事業所から抽出した168所 | | | |
| 調査内容 | ア 令和元年8月から令和2年7月 イ 民間企業における給与改定の状 ウ 令和2年4月分として個々の従 エ 令和2年4月分の初任給の状況 | 况等 | | | |
| 調査期間 | ・ア及びイに関する調査:令和2年 ・ウ及びエに関する調査:令和2年 | | | | |

(3) 職員給与と民間給与の比較(公民給与の較差)

| 民 間 給 与 (A) | 職 員 給 与 (B) | 較 差 (A) - (B) |
|-------------|-------------|----------------|
| 347, 358円 | 347, 477円 | △119円 (△0.03%) |

(4) 特別給等に関する報告及び勧告

ア 報告(むすび)

| | 項 | 目 | 内 | 容 |
|---|----|-----|-------------------|-----------------|
| 1 | 給与 | の改定 | (1) 特別給 | |
| | | | 期末手当及び勤勉手当について | は、市内民間事業所との均衡を図 |
| | | | るため、年間支給月数を0.05月分 | 引き下げる必要がある。引下げ分 |
| | | | は、人事院勧告の内容を踏まえ、 | 期末手当から差し引くこととし、 |
| | | | 本年度については12月期の期末手 | 当から差し引き、令和3年度以降 |
| | | | については6月期及び12月期の期 | 末手当が均等になるよう支給月数 |
| | | | を定める必要がある。なお、再任 | 用職員の期末手当及び勤勉手当に |

ついては、人事院勧告の内容を踏まえて改定を見送ることとする。

また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の 期末手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要が ある。

(2) 実施時期

前記アの改定については、この改定を実施するための条例の公布の日からの実施とすることが適当である。ただし、令和3年度以降の期末手当の支給月数の改定については、令和3年4月1日からの実施とすることが適当である。

2 人材の確保及び育成

我が国では少子高齢化の進展に伴い、過疎化の進行と人口減少という時代の転換期を迎えているが、本市においても人口減少の波が近づいてきており、少子化に伴う生産年齢人口の減少とともに高齢化率の更なる上昇も見込まれている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という世界的にも未曽 有の事態を受け、市民においてはこれまでの生活スタイルの変更を余 儀なくされる中、感染拡大防止に努めつつ、市政の運営を行っていく 必要がある。

この様な状況のもと、本市では活気あるまちとして発展しつつ、多様化する市民ニーズを的確に捉えたサービスを迅速かつ持続可能な形で提供していく必要がある。行政サービスの維持・向上を図るためには、時代の変化に対応できる柔軟性を備えた有為な人材を確保するとともに、市民に寄り添った行政運営ができる職員を育成していくことが重要である。

(1) 人材の確保

少子高齢化及び進学・就職に伴う若年層の道外流出による生産年齢人口の減少、民間企業における採用活動の活発化等を背景に、近年、本市の採用試験申込者の減少が続き、職員採用を取り巻く環境は厳しさを増している。特に、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就職活動も大きく影響を受けているところである。

こうした状況の中、有為な人材を安定的に確保していくためには、本市で働きたいと感じてもらうことが重要であり、公務に対する魅力を周知するとともに、受験対象者のニーズに即した情報発信、試験制度の工夫などの各種施策を効果的に実施していくことが重要である。

また、近年は学生の情報入手の手段がインターネットを中心としたものとなっており、感染拡大防止の観点からもWEB等を活用した就職説明会の実施や、受験対象者が仕事内容を理解しやすいようなセミナー動画を配信するなどの情報発信に重点を置き展開すべきである。

特に、技術職については依然として人材確保が厳しい状況ではあるが、関係部局と連携・協力し、WEB説明会やインターンシップ

などを通じて学生及び転職希望者に対して就職相談をする機会の増加に努めるとともに、受験しやすい試験制度についても検討する必要がある。

また、行政職員と同様に受検倍率が低下傾向にある教員については、令和元年度より、受検年齢要件を39歳以下から59歳以下までに拡大する、第1次検査会場に東京会場を追加するなど、人材確保に向けた取組を実施しているところであるが、今後も当該制度の変更の周知に努めるなど、受検者の増加を目指した取組を推進することが適当である。

さらに、多様化した市民ニーズを踏まえ、行政サービスを展開するには、専門的な知識・経験を有した職員が必要であり、特に、児童福祉分野における体制の強化は本市における喫緊の課題であることから、福祉専門職員の採用についても取り組むべきである。

(2) 人材の育成

本市では、札幌市職員人材育成基本方針(平成20年3月策定、令和2年3月一部修正)に基づき、市民自治によるまちづくりを推進する職員を育成するため、目指す職員像を明らかにしているところである。

社会や経済情勢の変化に応じた柔軟かつ高度な行政サービスを提供し、「市民が主役のまちづくり」を推進していくためには、職員が「市民感覚」を持ちつつ、基本方針で求められる様々な能力を発揮しながら、市内部の関係部局との連携をより一層図るとともに、市民や企業など多様な主体との協働が不可欠である。

そのため、職員は研修等を通じ職位等に応じて求められる能力を 身に付けるとともに、「行政の仕事は常に市民のためにある」とい う認識のもと、市民目線で業務に取り組み、市民にわかりやすい言 葉で伝えることができるよう研鑽していく必要がある。

これらの能力育成において、本市では職位・職責に応じた様々な研修の機会が設けられているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修のような一堂に会する形式の開催が難しいことから、ネットワーク環境を活用した研修の実施など、感染リスクを低減しつつ、研修効果の高い手法の検討が求められる。

また、管理職が職員の能力や適性に応じた指導・育成を行うことは、職員のモチベーションの向上と組織力の強化には不可欠である。現在、感染拡大防止に向け全庁的に取り組んでいる中、必要な体制確保を図るためには、管理職がマネジメント能力を発揮し、より円滑に事業を推進することが重要であることから、管理職への教育・研修について引き続き積極的に取り組むべきである。

この他、人事評価制度については、職員の能力・実績を適切に把握し、人員配置や昇任管理、給与処遇に的確に活用していくために、より効果的な評価結果の活用を検討するとともに、今後も評価の更なる信頼性向上に向けた取組を進めていく必要がある。

近年、本市の職員構成の比率が上昇してきている若年者及び女性については、職員のキャリアデザイン形成や自己啓発を支援するための研修を実施し、職員の意欲向上を図るほか、職員が働きやすい環境の整備を推進することが重要である。これからの行政運営を担う若手職員や女性職員の知識、経験及び能力を十分に発揮するためには、時代に即した昇任試験制度や受験環境の見直しなどの試験制度を検討し、多様な人材活用を図る必要がある。また、女性職員については昇任への不安を抱える職員も多いことから、個々の事情にかかわらず昇任を目指し、昇任しても働きやすい環境の整備が求められる。

ワーク・ライフ・バランスの実現

職員が育児や介護などの様々な事情を有しながら働く中で、各々が 公務において能力を十分に発揮するためには、柔軟な働き方が可能な 環境の整備が重要である。

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の公務能率の向上、心身の健康保持、 ワーク・ライフ・バランスの実現につながる重要な課題であり、継 続的な取組が求められる。

全国的に働き方改革が進む中、本市においても、条例及び人事委員会規則を改正し、昨年4月から時間外勤務の上限を原則月45時間、年360時間に規制し、任命権者において、その適切な運用に努めているところである。

長時間労働の是正を進めるためには、職員一人ひとりが計画的な業務執行に努めるとともに、管理監督者が職員の勤務時間の適正な把握などマネジメント能力を十分に発揮することが重要である。加えて、業務効率向上のため、AI(人工知能)やRPA(ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化)などのICT(情報通信技術)の活用についての積極的な検討が望まれる。

全国的な課題である教員の長時間労働については、本市教育委員会が本年6月に「札幌市立学校における働き方改革に向けて(指針)」を策定し、業務負担軽減に取り組んでいる。本指針に基づいた取組を確実に実行し、長時間労働解消を着実に進めることが必要である。

(2) 仕事と家庭生活の両立支援

任命権者は、「札幌市子育で・女性職員応援プラン」を策定し、 子育で支援の取組や制度の周知、利用促進を行うなど、仕事と家庭 生活の両立を支援しているところである。引き続き、男女問わず仕 事と家庭生活の両立支援制度がより一層活用されるよう努める必要 がある。

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の目的から、本 市においても、時差出勤や在宅勤務を実施している。ワーク・ライ フ・バランスの観点からも、その課題や効果について検証し、多様 な働き方につなげていく必要がある。

4 心の健康づくり (メンタルヘルス対策)

職員が心の健康を保つことは、職員が公務に対して能力を発揮し、 さらに組織全体の活力が維持・向上されることにつながり、効率的な 公務運営や質の高い行政サービス提供のために重要である。

本市における休務・休職者のうち、メンタルヘルスの不調を要因とする者の割合が高い状況が続いている。これまで、任命権者においては、1次予防としてストレスチェックの実施、2次予防として相談窓口設置による早期発見の取組、3次予防として職場復帰や再発防止のための職場リハビリなどの対策を講じてきたところであるが、引き続き職員の心の健康保持に取り組む必要がある。とりわけ新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、職員が公私にわたりストレスを受けやすい環境にあるため、メンタルヘルスへの配慮がこれまで以上に求められる。

管理監督者においては、職員の職場での様子に気を配り、働きやすい職場づくりに努めることが重要である。職員においては、日頃から自らの心の不調やストレスに気を配り、ストレスチェックの結果などを活用して、セルフケアを行うことが望まれる。

5 ハラスメントの防止

ハラスメントは職員の尊厳を傷つけ、能力の発揮を妨げるばかりでなく、周囲の職員の勤務環境を悪化させて公務運営に支障を来すものである。その防止について組織全体で取り組む必要がある。

本年6月からは、厚生労働省が制定した「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」等が適用されている。

任命権者においては、これまでも相談窓口の整備や研修の実施などハラスメント防止に継続的に取り組んできたところであり、引き続き本指針等に基づく措置等の確実な実施が不可欠である。管理監督者においては、日頃からハラスメントを未然に防止するよう努めるとともに、問題が発生した際は迅速に対応すること、職員においては、一人ひとりがハラスメントを行わないという意識を高めていくことが求められる。

6 服務規律の 確保

市政に対する市民の信頼を確保するためには、職員一人ひとりが、 全体の奉仕者として法令を遵守し、公正に職務を遂行することが不可 欠である。

本市においては、これまでも公務員倫理の確保に取り組んできたと ころであるが、昨年度も飲酒運転やわいせつ行為等の不祥事が発生し た。

今後もあらゆる機会を通じ、公務員倫理の周知徹底を図り、不祥事 を発生させない職場風土を形成することが必要である。また、本年4 月から導入された内部統制の取組を確実に実行し、適正な事務処理を 確保することが欠かせない。

職員は、不祥事や職務上のミスが市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを改めて認識し、公私にわたる法令遵守意識と高い倫理観を持って行動することが求められる。

7 高齢期雇用の在り方

本年3月、公務員の段階的な定年の引上げやそれに伴う給与水準の設定、役職定年制等を主な内容とする定年引上げ関連法案が通常国会に提出された。その後、国家公務員法等の一部を改正する法律案は廃案となったものの、地方公務員法の一部を改正する法律案については継続審議となっており、また、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においても、「2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める」こととされている。

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少等に伴い、ますます複雑多様化する行政需要・行政課題に的確に対応し、行政サービスの質を維持・向上していくためには、公務において培った知識、技術、経験等が豊富な高齢層職員を最大限活用していくことが不可欠である。

このような状況を踏まえ、本市においても、定年の引上げを見据えて、国及び他の地方公共団体の動向を注視しつつ、再任用職員を含めた高齢層職員の給与処遇及び人事管理上の諸課題について検討していく必要がある。

(おわりに)

行政需要の複雑・高度化が引き続く中、本年においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大による急激な社会経済情勢の変化により、 行政が担うべき役割や職員の勤務環境についても状況に応じた対応が必要とされている。

そのような現下においても、職員は日々職務に励んでいるところであるが、市民の安心・安全な生活を確保しながら、安定的に行政サービスを提供するために、個々が高い意識を持ち続けるとともに、より効率的で、柔軟な行政運営体制の整備が求められる。

市議会及び市長にあっては勧告制度の趣旨に理解を示され、速やか にこの勧告を実施されることを期待する。

イ 勧告

| 項目 | 内容 |
|--------|------------------------------|
| 1 期末手当 | 期末手当については、以下のとおり改定すること。 |
| | (1) 令和2年12月期の支給割合 |
| | ア 特定職員及び特定任期付職員以外の職員(再任用職員を除 |
| | <.) |
| | 期末手当の支給割合を1.25月分とすること。 |
| | イ 特定職員(再任用職員を除く。) |
| | 期末手当の支給割合を1.05月分とすること。 |
| | ウ 特定任期付職員 |
| | 期末手当の支給割合を1.65月分とすること。 |
| | (2) 令和3年6月期以降の支給割合 |
| | ア 特定職員及び特定任期付職員以外の職員(再任用職員を除 |
| | <.) |
| | 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ |

1.275月分とすること。
 イ 特定職員 (再任用職員を除く。)
 6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ
 1.075月分とすること。
 ウ 特定任期付職員
 6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ
 1.675月分とすること。

2 改定の実施 この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

(5) 月例給に関する報告

| 項目 | 内 | 容 |
|-------|----------------|-------------------|
| 給与の改定 | (1) 月例給 | |
| | 本年4月現在で民間給与が | 職員給与をわずかに下回っているもの |
| | の、ほぼ均衡している状況に | あること、また、本年の公民較差が極 |
| | めて小さく、給料表及び諸手 | 当の適切な改定を行うには十分でない |
| | ことから、本年は行政職給料 | 表及び諸手当の改定を見送ることが適 |
| | 当である。 | |
| | 消防職給料表については、 | 行政職給料表との均衡を考慮して、本 |
| | 年は改定を見送ることが適当* | である。 |
| | 医師職給料表及び特定任期 | 付職員に適用される給料表について |
| | は、これまで人事院勧告の内 | 容に準じて改定してきており、本年は |
| | 人事院が改定を見送ったこと | から、改定を見送ることが適当であ |
| | る。 | |
| | 教育職給料表(高校・特別 | 支援)及び教育職給料表(小・中・幼 |
| | 稚園)については、これまで | 人事院勧告の内容を踏まえて改定して |
| | きており、本年は人事院が改 | 定を見送ったことを踏まえ、改定を見 |
| | 送ることが適当である。 | |
| | (2) 初任給 | |
| | 初任給については、本市職 | 員の初任給が市内民間事業所における |
| | 水準を相当程度下回っている | 状況が続いていること、有為な人材の |
| | | ることなどを踏まえ、市内民間事業所 |
| | | 慮して、全ての初任給基準を2号俸引 |
| | き上げる必要がある。 | |
| | | 高校・特別支援)及び教育職給料表 |
| | | 受ける職員の初任給基準については、 |
| | | 海道における状況を考慮して検討する |
| | 必要がある。 | |
| | | ついては、公民較差の状況等を考慮し |
| | | 施することが適当である。また、この |
| | 改定に伴い、在職者について | 所要の調整措置を講ずる必要がある。 |

2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出

本委員会は、市議会から「札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案」等について意見を求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

| 年 月 日 | 条 例 案 名 | 概 要 |
|-----------|----------------|--------------------------|
| R2. 6. 2 | 札幌市職員給与条例の一部を改 | 労働基準法の改正により、賃金の請求権 |
| | 正する条例案 | の時効に係る起算点が法律上明文化され |
| | | たことから、当該時効に係る規定を削除 |
| | | する等のため、所要の改正を行う。 |
| 2. 6. 2 | 札幌市職員特殊勤務手当条例の | 児童相談所に勤務する職員のうち、児童 |
| | 一部を改正する条例案 | の指導、訓練又は相談の業務に従事した |
| | | 者に係る福祉業務等手当の上限額を引き |
| | | 上げるとともに、新型コロナウイルス感 |
| | | 染症から市民の生命及び健康を保護する |
| | | ために緊急に行われた措置に係る作業に |
| | | 従事した職員に対して、感染症予防等作 |
| | | 業手当を特例として支給するため、所要 |
| | | の改正を行う |
| 2. 11. 25 | 札幌市職員給与条例の一部を改 | 人事委員会の勧告等を考慮して、期末手 |
| | 正する条例案 | 当の支給割合を引き下げるため、所要の |
| | 札幌市一般職の任期付職員の採 | 改正を行う。 |
| | 用及び給与の特例に関する条例 | |
| | の一部を改正する条例案 | |
| | 札幌市立学校教育職員の給与に | |
| | 関する条例の一部を改正する条 | |
| | 例案 | |
| | 札幌市会計年度任用職員の給与 | 本市の一般職の職員の給与改定、会計年 |
| | 等に関する条例の一部を改正す | 度任用職員の任期等を考慮して、本市の |
| | る条例案 | 会計年度任用職員の令和2年12月に支給 |
| | | する期末手当の支給割合については据え |
| | | 置く特例を講ずる等のため、所要の改正 |
| | | を行う。 |

V公平審查

1 勤務条件に関する措置要求の審査

令和2年度における措置要求事案は、係属事案及び新規受理事案ともにない。

2 不利益処分に関する審査請求の審査

令和2年度における審査請求事案は、次のとおりである。

| 市 安 友 | 运 | 処分者 | 宏木化辺 |
|-------------------------|----------|-------|------------|
| 事案名 | 受理年月日 | 処分内容 | 審査状況 |
| 懲 戒 免 職 処 分 取 消 請 求 事 案 | DO 0 0 | 教育委員会 | 发 2 |
| (令和3年審第1号事案) | R3. 3. 9 | 懲戒免職 | 係属中 |

3 職員からの苦情の処理

令和2年度における相談件数は、次のとおりである。

| | 任用 | 給与 | 勤務条件等 | 福利厚生 | 公平審査 | セクハラ・いじめ | その他 | 合計 |
|----|-----|-----|-------|------|------|----------|-----|-----|
| 相談 | 1 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 1 件 | 3 件 | 2 件 | 8 件 |
| 処理 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 8 |

VI 職 員 団 体

1 職員団体の登録

令和3年4月15日現在、職員団体の登録等に関する条例に基づき人事委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

| 職 員 団 体 の 名 称 | 事務所所在地 | 単一体、 連合体の別 | 法人格の有無 | 登録年月日 |
|---------------------------------|------------------------------|---------------|--------|-------------|
| 自 治 労 札 幌 市 役 所 職 員 組 合 | 札幌市中央区北1条西2丁目 (本庁舎内) | 単一体 | 有 | S41. 10. 12 |
| 札 幌 市 立 高 等 学 校 教 職 員 組 合 | 札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内) | n, | 無 | S47. 9.14 |
| 自治労札幌市学校事務労働組合 | 札幌市北区北6条西7丁目 (北海道自治労会館内) | n | IJ. | S49. 7.23 |
| 札 幌 市教職員組合 | 札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内) | II. | 有 | Н29. 3.23 |
| 全 札 幌教職員組合 | 札幌市東区北9条東1丁目 (北海道労働センター内) | II | IJ. | H29. 4.20 |

なお、令和2年度中における登録事項の変更状況は次のとおりである。

| | 登録事項の変更件数 | | | |
|----------------|-----------|-----|--|--|
| 職員団体の名称 | 役 員 | 規約 | | |
| 自治労札幌市役所職員組合 | 1 件 | 0 件 | | |
| 札幌市立高等学校教職員組合 | 1 | 0 | | |
| 自治労札幌市学校事務労働組合 | 0 | 0 | | |
| 札幌市教職員組合 | 1 | 1 | | |
| 全札幌教職員組合 | 1 | 0 | | |
| 計 | 4 | 1 | | |

2 管理職員等の指定状況

本市における機関別管理職員等の数及び指定率は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

| | 機 | | 関 | | 局長職 | 部長職 | 課長職 | 係長職 | 一般職 | 計 |
|------|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 6 |
| 市長部局 | 本 | | | 庁 | 24 | 109 | 276 | 79 | 30 | 518 |
| 部局 | 区 | 1 | 受 | 所 | 10 | 38 | 191 | 10 | 0 | 249 |
| 教育 | 季 | 員 会 | 事剂 | 务 局 | 1 | 6 | 20 | 12 | 10 | 49 |
| 人事 | 事委 | 員 会 | 事剂 | 务 局 | 1 | 1 | 2 | 6 | 0 | 10 |
| 市選事 | 選挙 | 管 理 務 | 委員 | 会局 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 |
| 監 | 査 | 事 | 務 | 局 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 6 |
| | | 計 | | | 38 | 157 | 496 | 110 | 40 | 841 |
| 指分 | 定 率 | Š (| 注 1 |) | | | 10. | 11% | | |

(令和3年5月1日現在)

| t t | 幾 | 関 | | 校長及 び園長 | 副校長 | 教頭 | 事務長 | 局長職 | 部長職 | 教務 主事等 | 課長職 | 係長職 | 計 |
|----------------|-----|----------|----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
| | | | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 幼 | 稚 | É | 園 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 小 | 学 | É | 校 | 196 | 0 | 198 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 395 |
| 中 | 学 | <u> </u> | 校 | 97 | 0 | 103 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 201 |
| 高 | 等 | 学 | 校 | 7 | 4 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| 中 | 等教 | 育 | 学校 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 特別 | 别支护 | 援学 | 之校 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| | 計 | - | | 315 | 5 | 314 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 649 |
| 指定率 (注2) 6.76% | | | | | | | | | | | | | |

- (注1) 「指定率」の算出基礎となった職員数には、特別職、企業職員、消防職員、教職員 (教職員から事務職員に転任している職員を除く。)及び単純労務職員は含まれてい ない。
- (注2) 「指定率」の算出基礎となった教職員数には、学校事務職員及び学校栄養職員を含み、 教職員から事務職員に転任している職員並びに単純労務職員は含まれていない。

VII 労働基準監督機関

1 適用事業所の号別決定

北海道労働局との協定による適用事業所の号別決定は、次のとおりである。

[令和3年6月1日現在]

| 監督機関 | 労働基準法 別 表 第 1 号 別 等 | 任命権者 | 事業又は事務所 |
|--------------|---------------------------|---------|--|
| | 第 1 号 | 市長 | 各水処理センター(各水再生プラザ運転係を含む。) |
| 労 | 第 3 号 | 市 長 | 各区土木部 |
| 働 | 第13号 | 市 長 | 精神保健福祉センター/子ども発達支援総合センター(はるにれ学園及び発達医療センターを除く。)/はるにれ学園/発達医療センター/保健所(食の安全推進課広域食品対策係・市場検査係及び動物管理センターを含み、施設課を除く。)/各保育・子育て支援センター/各保育園/児童相談所家庭支援課一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係/各区保健福祉部健康・子ども課 |
| 局 | 第15号 | 市長 | 保健所施設課/各清掃事務所/処理場管理事務所(各処理場を含む。)/各清掃工場/各下水管理センター |
| | | 市長 | 衛生研究所/認定こども園にじいろ/農業支援センター/ 円山動物園 |
| | 第12号 | 消 防 長 | 消防学校 |
| | | 教育委員会 | 教育センター/中央図書館/各小学校/各中学校/各高等 学校/開成中等教育学校/各特別支援学校/各幼稚園 |
| 人事委 | 別表 第1 8号に該 | 市長 | 本庁市長事務部局(文化部、スポーツ部、招致推進部、子ども育成部、子育で支援部(各保育・子育で支援センター、各保育園及び認定こども園にじいろを除く。)、子どもの権利救済事務局及びみどりの推進部を含む。)/自治研修センター/情報システム部/東京事務所/各市税事務所/児童相談所(家庭支援課一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係を除く。)/中央卸売市場/下水道河川局(事業推進部各下水管理センター及び各水処理センターを除く。)/各区(各土木部及び各保健福祉部健康・子ども課を除く。) |
| 員 | 当しない | 消 防 長 | 消防本部(総務部消防学校を除く。)/各消防署 |
| | 官公署 | 教育委員会 | 教育委員会事務局(学校教育部教育センター及び中央図書 館を除く。) |
| 会 | | 選挙管理委員会 | 選挙管理委員会事務局 |
| | | 人事委員会 | 人事委員会事務局 |
| | | 代表監査委員 | 監査事務局 |
| | | 市議会議長 | 議会事務局 |

備考 この表に掲げていない事業所又は事務所であって第12号又は別表第1各号に該当しない 官公署の事業を行うものについては、直近上位の組織に含まれる。

2 職権行使の状況

令和2年度中に人事委員会が職権行使した主なものは、次のとおりである。

| 項 | 目 | 件数 |
|--------|-------|-----------------|
| 解雇予告 | 除外認定 | 認定 4件 不認定 0件 |
| 第一種圧力容 | 器落成検査 | 1 件 |
| 合 | 計 | 5 |

VIII 公平委員会の事務の受託

1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができるとされている。この規定に基づき、本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体は、次のとおりである。

| 団 体 名 | 所 在 地 | 受託年月日 |
|----------------|----------------|-----------|
| 北海道後期高齢者医療広域連合 | 札幌市中央区南2条西14丁目 | H19. 7. 6 |

2 受託事務の内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次の事務を受託している。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査
- (2) 不利益処分に関する審査請求の審査
- (3) 職員の苦情処理
- (4) 職員団体の登録
- (5) 管理職員等の範囲を定める規則の制定

参考資料

第1表 職員の構成

第2表 公民較差の推移

第1表 職員の構成

人事委員会では、毎年「職員数に関する資料収集」を行い、任用制度の研究・検討に必要な 基礎的統計資料を作成している。

令和3年4月1日現在の本市全職員数(企業職員を含み、特別職を除く。)は、22,868人であり、その内訳は図1のとおりである。

資料収集の対象としている職員は、教職員を除く一般職員、現業職員、消防吏員であるが、 このうち一般職員の年齢構成等は図2~図7のとおりとなっている。

図1 職員の内訳



| 内 訳 | 職員数 |
|-------|-------------------|
| 一般職員 | 10, 490 (45. 9%) |
| 現業職員 | 1,442 (6.3%) |
| 消防吏員 | 1,834 (8.0%) |
| 教 職 員 | 9, 102 (39.8%) |
| 合 計 | 22, 868 (100.0%) |

図2 一般職員の年齢別構成(全体)

一般職員全体 10,490人 (平均39.8歳)

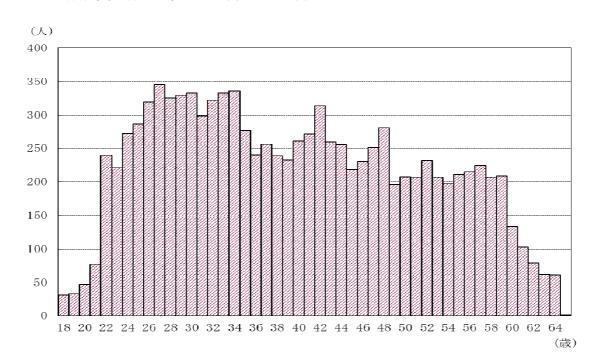


図3 一般職員の年齢別構成(事務職員)

事務職員 6,007人 (平均40.1歳)

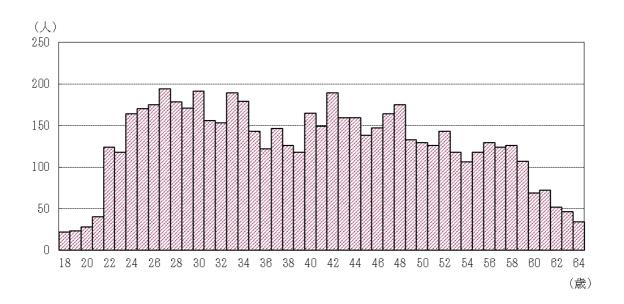


図4 一般職員の年齢別構成(技術職員)

技術職員 4,483人 (平均39.2歳)

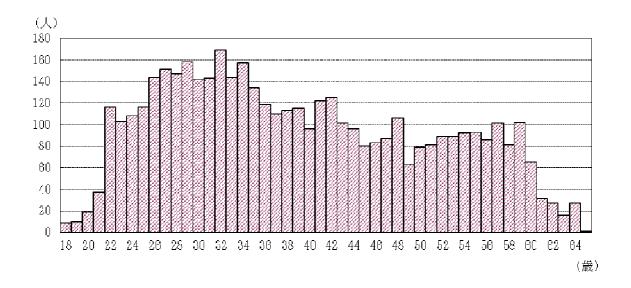
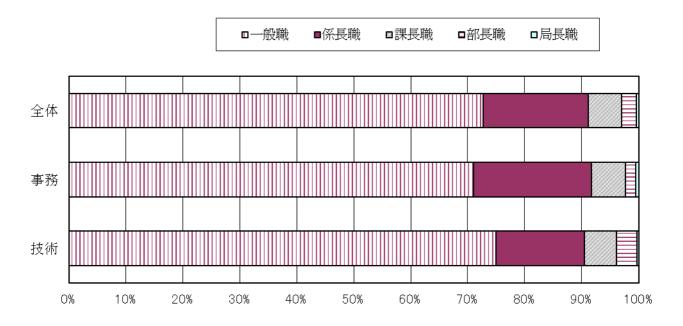
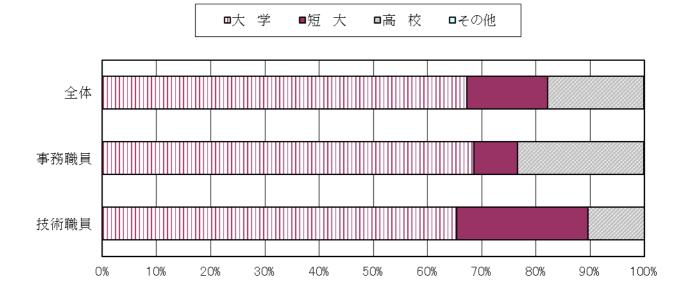


図5 一般職員の職の階位別構成



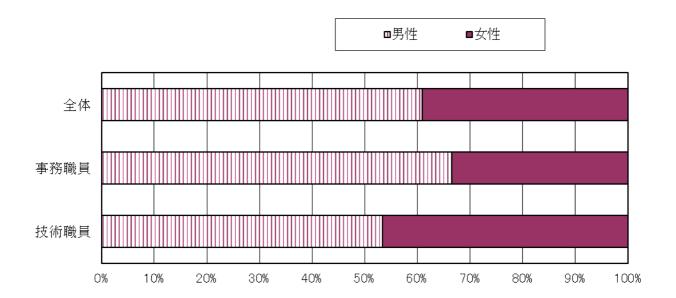
| | 合 計 | 一般職 | 係長職 | 課長職 | 部長職 | 局長職 |
|------|---------|-----------------|---------------|------------|------------|-----------|
| 全 体 | 10, 490 | 7, 627 (72. 7%) | 1,935 (18.4%) | 615 (5.9%) | 266 (2.5%) | 47 (0.4%) |
| 事務職員 | 6, 007 | 4, 269 (71. 1%) | 1,238 (20.6%) | 363 (6.0%) | 105 (1.7%) | 32 (0.5%) |
| 技術職員 | 4, 483 | 3, 358 (74. 9%) | 697 (15.5%) | 252 (5.6%) | 161 (3.6%) | 15 (0.3%) |

図6 一般職員の学歴別構成(最終学歴)



| | 合 計 | 大 学 | 短 大 | 高校 | その他 |
|------|---------|-----------------|---------------|---------------|----------|
| 全 体 | 10, 490 | 7,051 (67.2%) | 1,568 (14.9%) | 1,866 (17.8%) | 5 (0.0%) |
| 事務職員 | 6, 007 | 4, 118 (68. 6%) | 485 (8.1%) | 1,400 (23.3%) | 4 (0.1%) |
| 技術職員 | 4, 483 | 2, 933 (65. 4%) | 1,083 (24.2%) | 466 (10.4%) | 1 (0.0%) |

図7 一般職員の男女別構成

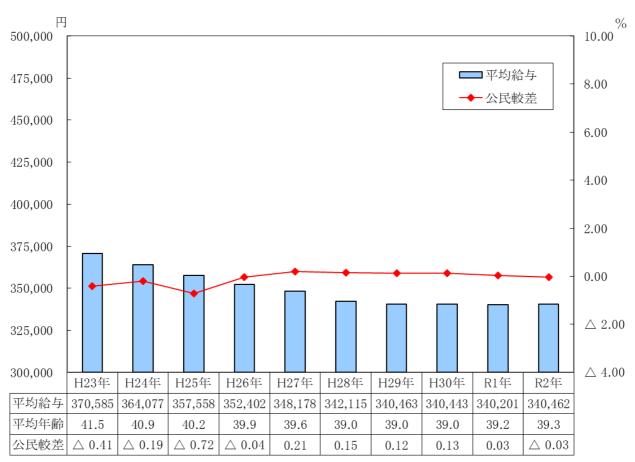


| | 合 計 | 男性 | 女 性 |
|------|---------|-----------------|-----------------|
| 全 体 | 10, 490 | 6, 386 (60. 9%) | 4, 104 (39. 1%) |
| 事務職員 | 6, 007 | 3, 995 (66. 5%) | 2,012 (33.5%) |
| 技術職員 | 4, 483 | 2, 391 (53. 3%) | 2,092 (46.7%) |

第2表 公民較差の推移

| | 札幌市の公民較差 | | (参考) 国の官民較差 | |
|-------|----------|----------|-------------|---------|
| | 率 | 額 | 率 | 額 |
| 平成23年 | △0.41 % | △1,548 円 | △0.23 % | △899 円 |
| 平成24年 | △0.19 % | △706 円 | △0.07 % | △273 円 |
| 平成25年 | △0.72 % | △2,677 円 | 0.02 % | 76 円 |
| 平成26年 | △0.04 % | △151 円 | 0. 27 % | 1,090 円 |
| 平成27年 | 0.21 % | 745 円 | 0.36 % | 1,469 円 |
| 平成28年 | 0.15 % | 521 円 | 0.17 % | 708 円 |
| 平成29年 | 0.12 % | 415 円 | 0.15 % | 631 円 |
| 平成30年 | 0.13 % | 455 円 | 0.16 % | 655 円 |
| 令和元年 | 0.03 % | 105 円 | 0.09 % | 387 円 |
| 令和2年 | △0.03 % | △119 円 | △0.04 % | △164 円 |

(参考)過去10年間における札幌市の公民較差及び平均給与の推移



(注) 1 平均給与及び平均年齢は当該年4月1日現在の行政職給料表適用職員のものである。

² 平均給与は給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び寒冷地手当の 合計額である。